

生食輸発0529第1号  
平成29年5月29日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部  
監視安全課輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(ブルキナファソ産ごまの種子のアフラトキシン)

標記については、平成29年3月31日付け生食輸発0331第1号(最終改正:平成29年5月18日付け生食輸発0518第1号)にて通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査において、ブルキナファソ産生鮮ごまの種子からアフラトキシンを検出したことから、同通知の別添1中、

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ブルキナファソ	ごまの種子及びその加工品(ごまの種子を30%以上含有するものに限る。)		総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。

を追加するので、御了知の上、関係事業者への周知方よろしく申し上げます。